

(公財)公益法人協会

民間法制・税制調査会：(公財)さわやか福祉財団

法制委員会：(公財)セゾン文化財団

コンプライアンス委員会：(公財)助成財団センター

会計委員会：(公財)かめのり財団

税制委員会：(公財)知床自然大学院大学設立財団

公益法人協会シンポジウム 2023 参加者有志

公益法人協会シンポジウム 2023 大会声明

新公益法人制度施行後 15 年を経て、今回初めて本格的な制度改革が実施されようとしている。この機に臨み、公益法人協会およびその内部の委員会等を構成・代表する法人ならびに公益法人協会シンポジウム 2023 参加者有志は、公益法人自らはもとより他の非営利法人さらには国民はじめ社会一般に向けて以下の声明を公表する。

今回の公益法人制度改革に対しては、より柔軟・迅速な公益的活動の展開のため、「財務規律の柔軟化・明確化」、「行政手続きの簡素化・合理化」をはかる一方、より国民からの信頼・協力を得ていくため、「わかりやすい財務情報の開示」、「法人運営の透明性の向上や法人の自律的なガバナンスの充実」、「行政による適正な事後チェック」等を推進するという制度改革の趣旨には、我々は基本的には賛同する。

しかしながら、今般の改正は認定法第 1 条の「公益の増進及び活力ある社会の実現」という目的には、残念ながら十分なものとはなっていない。そこで、以下にこの目的に合致するような改正を要望するとともに、さらに抜本的な施策を希求するものである。

1. 今回の公益法人制度改革に対して

1-1 現行収支相償原則の改正について

我々は、今回の改正を支援すると同時に、現行収支相償原則（中期的収支均衡原則であっても）の最終的撤廃に向けて活動する。

- (1) 今回の改正については、①公 1、公 2 という公益目的事業単位ではなく公益目的事業全体で判定すること、並びに②単年度収支相償原則を中期的（5 年間：過去の赤字の通算可能）とすることに賛同する。
- (2) 但し、今回改正のそもそもの課題である「儲けてはいけない」＝黒字はいけないという根本課題は解決しておらず、「公益法人による社会課題の促進」（新し

い資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版) はじめ、「公益の増進及び活力ある社会の実現」は、極めて険しい。この根本的な要因は、現行の財務基準が実質的に残存することにあると考えることから、我々は、今回の改正を基本的には支援するものの、収支相償原則（中期的収支均衡原則であっても）の最終的撤廃に向けて活動する。

1-2 現行遊休財産規制の改正について

我々は、今回の改正を支援すると同時に、より一層自由な資金確保と活用に向けて活動する。

- (1) 今回の改正については、災害等の予見し難い事由に対応するための一定の財産を保有制限の対象から外すことについては、条件付きで賛同する。
- (2) その条件とは、当該「一定の財産」の内容制約と規模等にも依るものであり、かつ、当該「一定の財産」を中期的な収支均衡制約の中でどのように捻出しているのかを明確化し具体化した実効性の高い制度として設計されることである。
- (3) さらに、今回改正のそもそもの課題である「溜め込んではいけない」の一部は、上記制度及び公益充実資金が実効的に機能すれば解決に近づくが、未確定リスクを超えて、より積極的に未知の分野にチャレンジするための資金確保と活用という点では未だ途半ばであり、我々は、今回の改正を基本的には支援すると同時に、より一層自由な資金確保と活用が可能な制度実現に向けて活動する。

1-3 事業変更時等の認可・届出区分等行政手続きの簡素化について

今回の改正は、相当大幅なものであり、基本的には評価するものの、以下の諸点については、更なる改善を望むものである。

- (1) 「事業の公益性に実質的に大きな影響を与えない変更であって、かつ事後の監督手段で是正しうると想定されるものは、届出事項とする。」ことに賛同するが、加えて、法人が定款で定めている目的・事業の範囲内であると判断する事業等についても、必要に応じて公1、公2など適切な事業項目を設定することを条件として、届出事項とされたい。
- (2) 変更認定申請に至る場合、現行の手続き同様、法人の基本情報等が改めて求められるのであれば、法人にとって事務負担は極めて大きいので、これらを簡素化・合理化されたい。

1-4 わかりやすい、かつ、作成しやすい財務情報の開示

我々は、下記の合理化を理解すると同時に、より一層の負担軽減に向けて活動する。

- (1) 公益目的取得財産残額について、公益目的事業会計の純資産を基礎として算定し、毎年度の残額増減計算を廃止する方向は理解するが、貸借対照表内訳表の全

法人への作成義務付けは、過大な負担増加であり、簡便な方法で済むよう検討されたい。

- (2) また、一部の適用除外規定制定は賛同するが、小規模法人（別添資料1参照）を適用除外あるいは小規模法人の実態を踏まえた適正かつ相当な制度とされたい。

1-5 法人運営の透明性の向上・開示情報の充実

我々は、かねてより自主的な、法人運営の透明性の向上・開示情報の充実について賛同しており、その方向は基本的に賛成である。

- (1) 我々公益法人においては、自己の法人の存在理由や事業活動の詳細を進んで公開するとともに、必要に応じて個別の事業等も積極的に情報発信していく。
- (2) 一方、行政庁においては、個人情報等の保護に留意しつつ、関連情報（法人名が同定されない形での立ち入り検査情報を含む）をさらに公開すべきであり、特に公益認定関係の資料等は公益法人立ち上げを志向する人に有効であることから、その全部の公開を図られたい。

1-6 法人の自律的なガバナンスの充実

我々は、かねてより法人の自律的なガバナンスの充実の趣旨について賛同しており、その方向は基本的に賛成である。

- (1) 但し、外部理事・監事の導入等に関しては、小規模法人等の実態を踏まえた制度化とすべく、その配慮が十分図られるべきである。
- (2) また、ガバナンス強化策の事業報告記載に関し、内閣府令制定は、現行法務省令と重複し不要と考えられるので考慮されたい。

1-7 制度改正の検証

我々は、制度改正案は、現行制度に比して、公益法人サイドからみて前進と評価するも、更なる前進に向けて、

- (1) 行政庁においては、新規公益法人の認定件数の増加状況等その基準及びプロセスを明確にして、実態面及び制度運用面の検証を、法律文言上あるいは制度上も確保していただきたい。
- (2) また、我々公益法人サイドは、自らも新制度運用実態を実地に検証し、必要に応じて更なる改善に向けて活動する。

2. 今回の公益法人制度改革対応を超えて

--- 公益法人の成長・発展に向けて ---

- (1) 我々公益法人は、社会的責任と自らの役割を改めて自覚し、今回の公益法人制度改革を超えて、多様で変化の激しい社会のニーズに対応し、新たな事業展開にチャレンジし、社会に新しい価値を創造する「変革の担い手」とならねばならない。
- (2) 公益法人がさらに進化するため、行政庁との対話に加えて、セクターの垣根を超えた他の社会的課題に取り組む主体との「連携」にも取り組む。
- (3) 「民による新しい公益」を原点に、更なる改革に取り組むべく、我々は、財政基盤の充実を図り国民や社会等への積極的働きかけ、組織の効率化を図るため、新たな経営手法の導入（営利法人の手法の取捨選択導入を含む）、およびそれらを支える人材の育成を実施する。
- (4) 公益団体の数が圧倒的に多い英米の実態とそれを育む制度に鑑み（別添資料2参照）、民間公益活動の自由がいかに重要かということを訴求する。そのためには、国民に向けたアピールと同時に、義務教育下にある若い世代へ教育を通じた非営利公益セクターの周知を図る。

以 上

公益法人の支出規模別法人数

公益目的事業費用額(円)	法人数	小計	割合
～1千万	1,649	1649	17.0
1千万～2千万	1,068	2,717	28.1
2千万～3千万	724	3,441	35.6
3千万～4千万	534	3,975	41.1
4千万～5千万	403	4,378	45.3
5千万-1億	1,158	5,536	57.2
1億～2億	1,267	6,803	70.3
2億～3億	660	7,463	77.2
3億～4億	408	7,871	81.4
4億～5億	287	8,158	84.3
5億～10億	668	8,826	91.2
1億～20億	375	9,201	95.1
20億～30億	128	9,329	96.4
30億～100億	208	9,537	98.6
100億～	68	9,605	99.3
無回答	68	9,673	100.0
合 計	9,673	-	-

令和3年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」より作成

日本の公益法人数および英米の非営利法人数の推移

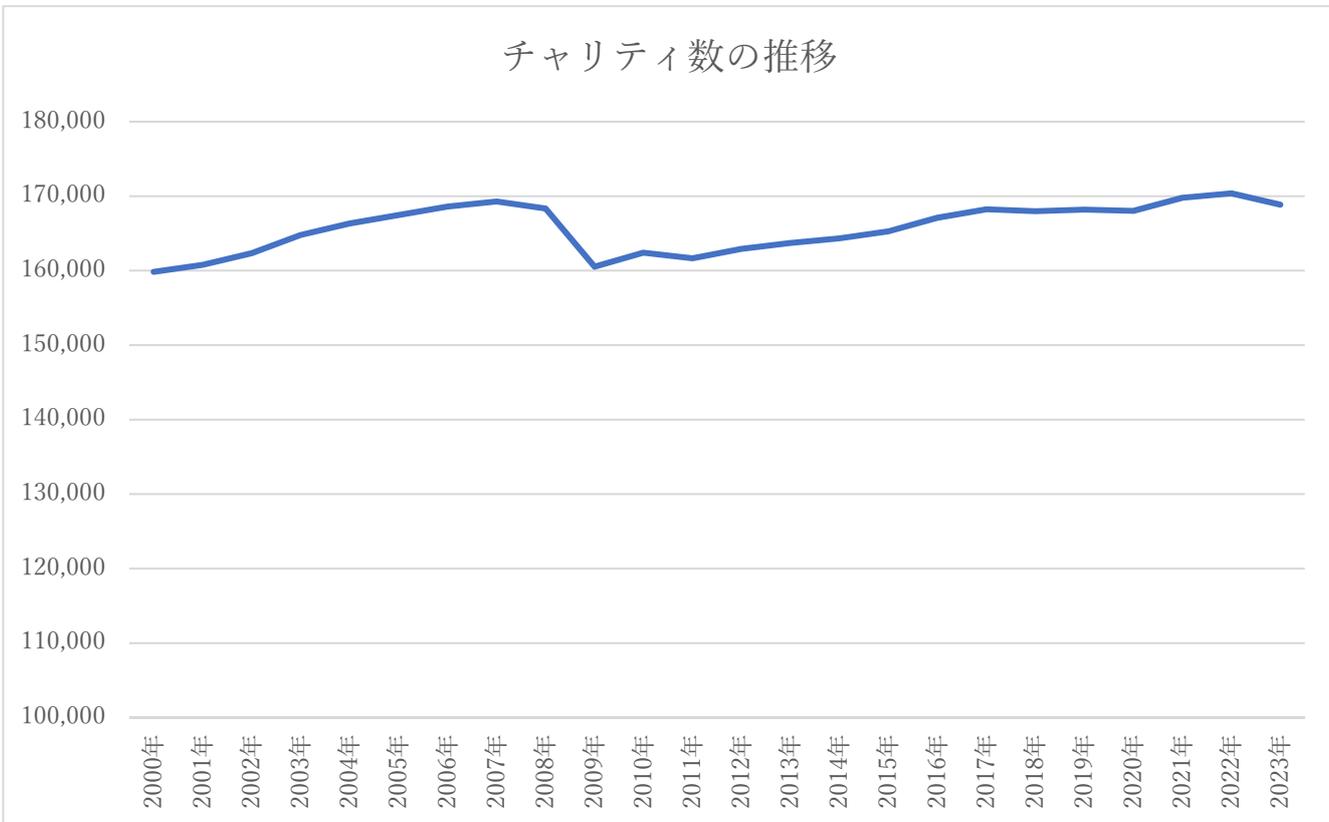
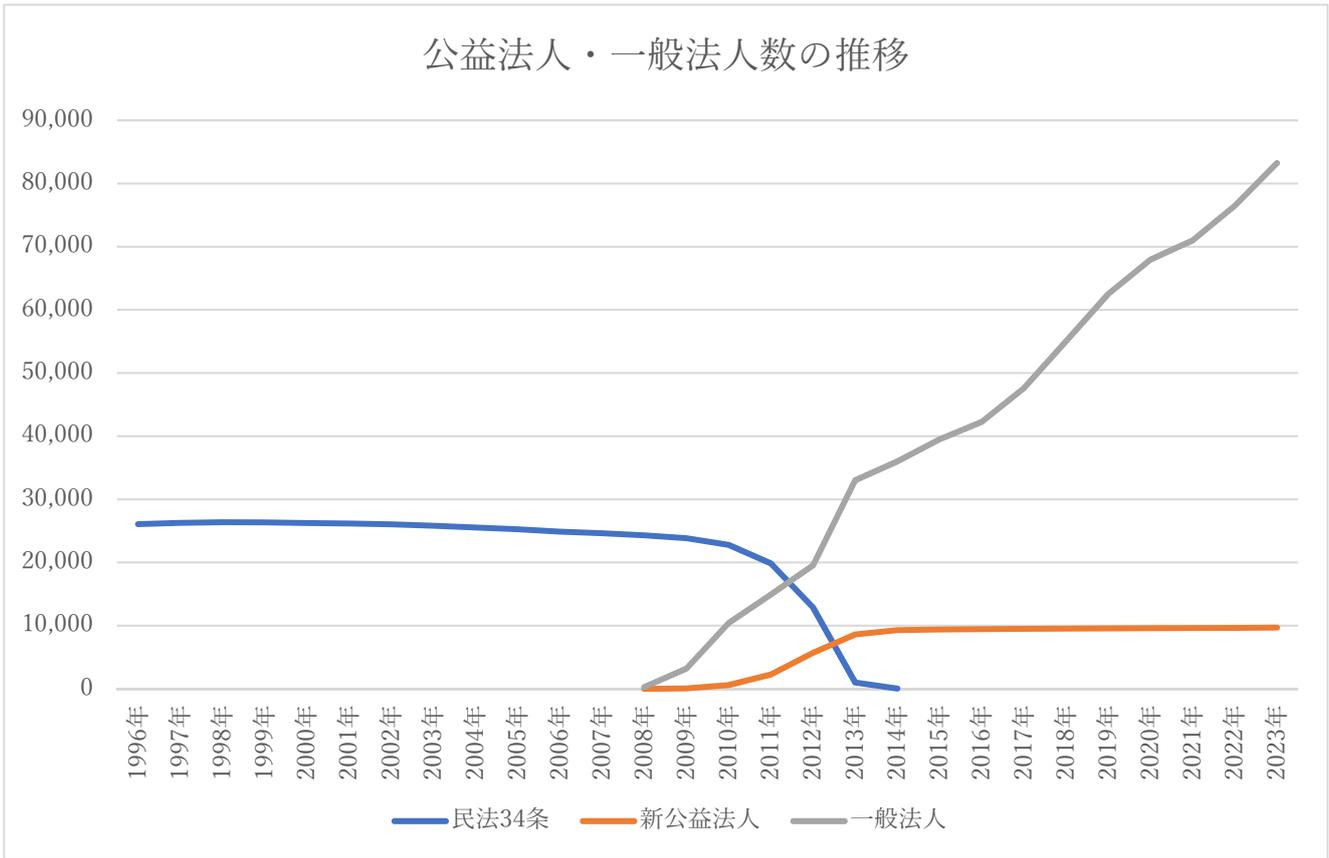
年	日本			US 501(c)(3)					UK Charity
	旧民法法人	新公益法人	一般法人	990	990EZ	990n	990PF	合計	
1996	26,089	-	-	149,902	42,157	-	-	-	-
1997	26,275	-	-	155,330	43,627	354,887	55,113	608,957	-
1998	26,380	-	-	162,559	44,713	388,342	56,658	652,272	-
1999	26,354	-	-	168,701	42,914	413,262	62,694	687,571	-
2000	26,264	-	-	184,013	46,146	433,262	66,738	730,159	159,845
2001	26,183	-	-	193,953	46,616	454,213	70,787	765,569	160,778
2002	26,043	-	-	203,949	47,727	551,745	73,255	876,676	162,335
2003	25,825	-	-	211,858	51,495	624,717	76,348	964,418	164,781
2004	25,541	-	-	218,851	57,348	657,269	76,897	1,010,365	166,336
2005	25,263	-	-	226,246	60,369	661,000	79,535	1,027,150	167,466
2006	24,893	-	-	237,653	63,561	667,000	81,850	1,050,064	168,609
2007	24,648	-	-	249,761	63,359	673,000	84,613	1,070,733	169,297
2008	24,317	-	288	148,821	166,363	679,000	90,850	1,085,034	168,354
2009	23,856	88	3,221	162,421	158,370	685,879	92,624	1,099,294	160,515
2010	22,783	615	10,424	186,417	83,057	697,000	93,436	1,059,910	162,415
2011	19,860	2,273	14,924	189,433	84,854	708,872	92,990	1,076,149	161,649
2012	12,877	5,700	19,568	192,915	86,490	720,000	93,542	1,092,947	162,915
2013	-	8,628	33,029	197,696	88,231	735,000	95,121	1,116,048	163,709
2014	-	9,300	36,000	201,775	91,253	750,000	97,484	1,140,512	164,348
2015	-	9,397	39,500	208,945	89,495	765,000	99,683	1,163,123	165,290
2016	-	9,458	42,284	210,504	91,569	779,896	100,488	1,182,457	167,109
2017	-	9,493	47,600	215,648	91,925	917,829	101,194	1,326,596	168,237
2018	-	9,561	55,036	209,755	90,670	935,000	102,078	1,337,503	167,972
2019	-	9,581	62,524	218,516	85,715	958,214	103,299	1,365,744	168,195
2020	-	9,614	67,938	217,263	68,827	1,012,258	126,676	1,425,024	168,033
2021	-	9,640	71,000	1,304,980			-	-	130,444
2022	-	9,658	76,489	-	-	-	-	-	170,383
2023	-	9,699	83,241	-	-	-	-	-	168,850

*2022年(5月)、2023年(11月)の法人数は法人番号検索サイトで検索。

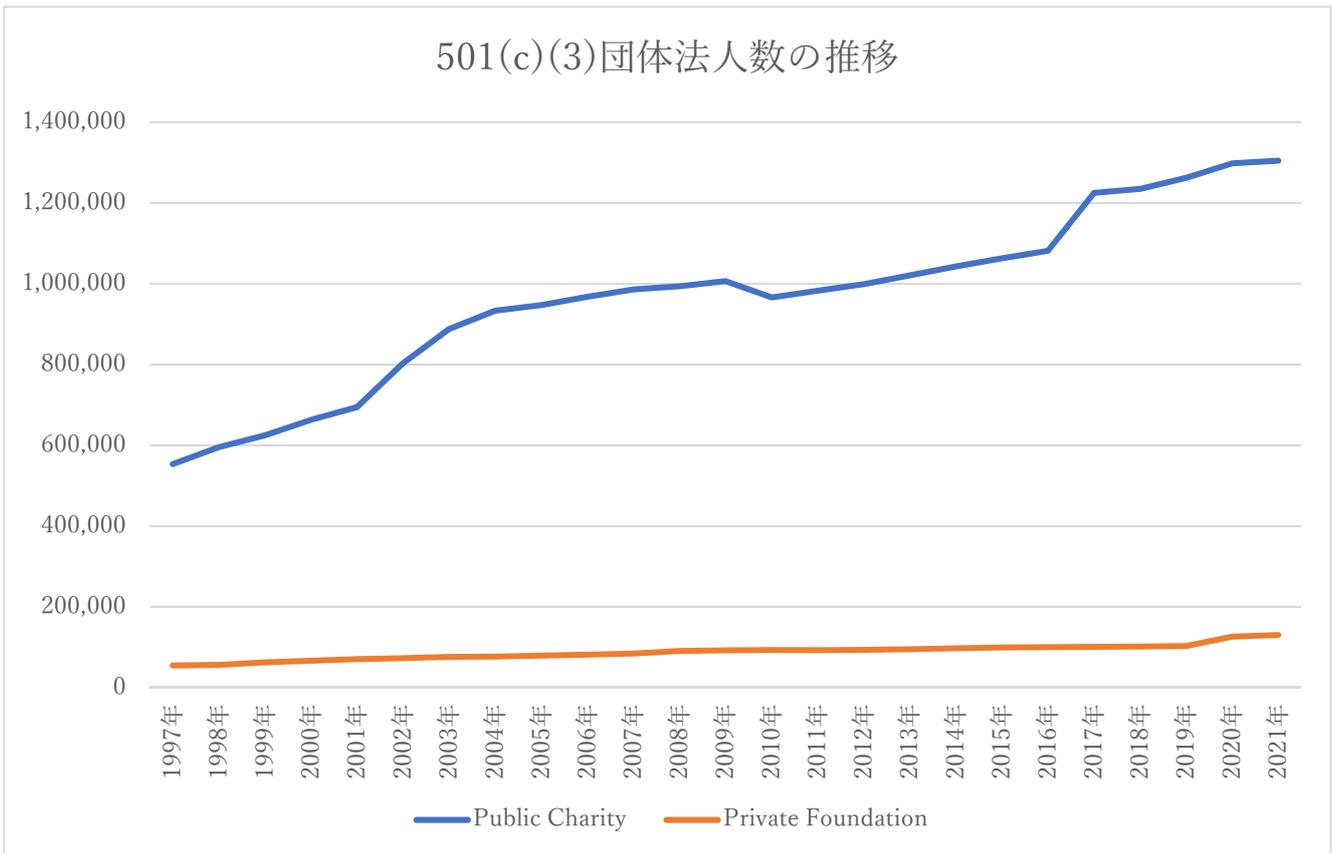
*UK Charity数はStatistaの統計サイトより作成。

*赤字は概算。

*米国は法人規模別の定期提出書類の区分。990：年間収入\$20万以上又は総資産\$50万以上、990EZ：年間収入\$20万未満かつ総資産\$50万未満、990n：年間収入原則\$5万以下、990PF：収入・資産の額に関わらず。



2008年のチャリティ数の大幅な落ち込みは、当時の内閣府サードセクター局が発表した2006年チャリティ法の実施計画を受けて、既存のチャリティに対して新法に基づく公益増進テストが2008年以降に実施され、そこで公益性を証明することができなかったチャリティが解散させられ、その理由によるもの。



【Public Charity】 Public Charity には次のいずれかの公益団体が該当する。①教会、教育機関、病院及び医学研究機関、政府関連機関などの事業を実施していること、②主たる財政的支援を政府機関及び一般社会から受けていること(いわゆるパブリックサポートテスト)、③主たる財源を一定の寄附金及び非課税目的による対価収入から得ていること、④Public Charity の一つ以上のみを支援する団体

【Private Foundation】 501(c)(3)の認定を受けた団体で Public Charity とされなかった団体は、すべて Private Foundation と分類される。

公益法人の設立・認定件数の推移

旧制度		新制度	
年	設立件数	年	認定件数
1996	434	2009	24
1997	332	2010	43
1998	265	2011	66
1999	212	2012	74
2000	171	2013	94
2001	202	2014	84
2002	147	2015	85
2003	145	2016	87
2004	97	2017	82
2005	152	2018	80
2006	151	2019	86
2007	115	2020	77
2008	98	2021	77
		2022	-

*旧制度の設立件数は「公益法人白書－公益法人に関する年次報告」、新制度の認定件数は「公益法人に関する概況」、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」をもとに作成

